

音声記録（抜粋 5）の反訳

録音日：2023(R5)0707

反訳者：野村一也（請求人）

[野村]

ちょっと通信がうまくいかなくて・・・表示ができない。ただその中に、その弁護士が、「憶測ですが」と、「取り壊す費用がかかるから、タダでもらったんじゃないだろうか」と、「町が騙されているんじゃないですか」ってことを書いてるよ。僕と同じこと言ってる。

[坂野]

15年か16年のやつですか。

[野村]

間違いなくさっき言った日付。平成15年8月13日の、山内さんが起案してる内容に別添されてる、その弁護士の文書。その中に（不明）この人たちは、弁護士だからそういう断定はしませんよ。僕と同じ。根拠がないから、状況証拠だけで言ってるから「憶測ですが」という言い方をするんですよ。でもね、その状況証拠から示されるのは、「あんたが騙されてんじゃないの」ということに書いてるよ。僕と一緒に。

[野村]

あなたはそれを、弁護士はペーパーで見ただけ。断片的な資料をね。あなたは、何回も当事者として本人とも会っていながら、「いや、全くその気配は感じられない」という判断をした。もう十分だよ、それで。

次。確認しておいて。自分で。考え方変わるんだったら、「やっぱり、違ってました」と「山内さんに言われてやりました」と言ってもいいよ。

[坂野]

そんな副町長に言われ・・・

[野村]

そういうことがあるとしたらね。言ってるのは、山内さんの名前を出してるのは、明確に書いてあるから、山内さんがやってくれたと。今の、建物所有者が「当時の総務課長が」と、その当時の総務課長が山口さん。「当時の総務課長が、住宅では駄目だったけど、住めるようにしてくれた」と。最近の文章の中に書いてるから。明確に山内さんがやっていると、ある程度、主導権を持って、便宜を図って、中心になってるということを、断定しても、僕は十分だろうと判断して、いま言ってる。それは確認しておいてください。

次。あれ、これか、この文章の出所。誰が書いたのか、いつ書いたのか。信じられない、そんな誰が書いたか分からない文章にして。

「別紙の通り、本町の見解として」

つまりこれが、町が書いたものであることは、読み取れば、明らかに、どっから誰かが出したもの・・・ちょっとそれも分かんないか・・・誰か弁護士から頼んだものを、それをそのまま、本町の見解としてということもありうるんでね。やっぱり、これは誰が書いたのか。明らかにすべきですよ。誰が書いたのか。

公有財産の管理に関する法律とか、何だ、評価に関することが網羅してるから、少なくとも弁護士だとか、税務関係者が1人で書いたもんじゃないよ。多分、町で書いたんでしょう。いろんなことから来てる情報を取りまとめて、誰かが、編纂したんでしょう。

それを、明確にしてもらえますか？それと、ちょっとこれは、質問ですよ。これ書いてる通り、さっき言った通り、そもそも、住宅は、後から要望に応じて、あなたが認めたもんなんですよ。

そもそも、商業地、誰もが利用できる公益上利用価値のあるものでなければ、公有財産を、貸して、そこで何か事業をやらせるってことはしないんですよ。ただの住宅なんか普通やらないんですよ。別ですよ。誰もが借りれるホテル、もしくは、誰もが借り得る公営住宅だったら、また別ですよ。でもね、1人の1人の占有者が、2年契約でずっと占有するようなやり方は、認められないんですよ。

それを、あたかもそれは、本人が住むのもおかしいけど。人が住むのもおかしいけど、あくまでも、店舗兼住宅だから、店舗兼住宅だから店舗、つまり商業施設、その商業施設の部分に、広域性がなければ、この経由経緯を踏まえれば、貸してはいけないんですよ。あなた方は。

公益性がなければ、その商業部分に、ただの住宅で、ただの住宅で、それを転貸して、米田さんが懸念してる通り、年間4万円で、年間4万で貸してるものを、月20万の、賃料をもらってぼろ儲けさせてね、どこに公益性があるんですか。

20万かどうか分かんないよ。でも、かつて25万で、募集されてたよ。ちょっと値引きが入って20万、もしくは18万。妥当なところですよ。4万円で、年間4万円、月5000円で貸したもので、20万で貸し出し、毎月、15万、20万近い利益を上げさせる。どこに公益性があるんだよ。駐車場を占有利用させて、しかも、公園としての機能を失わせて。どこに公益性があるんだよ。あなたがおかしいと感じない理由を説明してくれよ、坂野さんが。

僕もおかしいと思った、米田さんもおかしいと思った、弁護士もおかしいと思ってるのに、あなたは何一つ、疑問を感じなかったところがどこにあるんだよ。回答して、次回までに。お願いします。それから、この数字の算定根拠。どこから持ってきた数字なのか。以上です。